

意見書案第 14 号

防災庁発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化
を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 8 年 10 月 7 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 野 田 雅 之

〃 木 庭 理香子

〃 田 村 伸一郎

〃 宗 田 裕 之

〃 重 富 達 也

防災庁発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を
求める意見書

本年7月13日に防災庁設置法が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織としての防災庁が、11月にも発足する見通しである。

また、本年7月28日に発生した令和8年熊本地震では、猛暑期の停電や断水により、避難所生活、車中泊及び在宅避難に伴う熱中症、脱水症状やエコノミークラス症候群等の健康リスクの増大、衛生的なトイレの不足、ガソリン等の燃油不足、自治体職員の被災による災害対応人員の不足など激甚化・複雑化する災害現場の課題が浮き彫りとなった。

今後想定される巨大地震や気象災害に対し、新たに発足する防災庁が、現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携及び支援体制の抜本的な刷新が不可欠である。

よって、国におかれては、防災庁発足を機に最新の災害教訓を生かした実効性ある災害対応を行うよう、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 昨年改正した災害対策基本法の理念に基づき、発災初期から清潔なトイレカーの適所への迅速な配置、下水道接続等の衛生環境維持を図るとともに、移動式エアコン、簡易ベッド、キッチンカー等の広域かつ迅速な供給体制を構築すること。
- 2 避難生活に伴う健康被害を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）を始め保健や福祉を行う職員を避難所外にも早期かつ広域に派遣させる体制を整備すること。
- 3 被災地での給油待ち、販売制限及び移動困難を解消するため、救急・復旧活動及び避難生活の維持に不可欠な燃油を優先的かつ迅速に供給する体制を構築すること。
- 4 余震や降雨に伴う土砂災害等を防ぐため、地殻変動、斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速で分かりやすい情報提供及び避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

宛て

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

防災庁設置準備担当大臣